

1. 実施日

年2回（春・秋）実施する。

春： 6月第2日曜日 午前9時～10時（小雨決行）

秋： 11月第2または第3日曜日 午前9時～10時（小雨決行）

（三町合同防災訓練と重なる場合は第3日曜）

雨天の場合は、翌週日曜日に順延→雨天が2週続いた場合は中止

2. 実施体制

- | | |
|---------|-------------------|
| ・総括責任者 | … 自治会長 |
| ・総指揮者 | … 環境衛生理事 |
| ・各班責任者 | … 班長 |
| ・公園等責任者 | … 当番理事（持ち回り当番制） |
| ・各清掃作業者 | … 丸山団地居住各世帯より1名以上 |

3. 実施スケジュール

8：30 班長、及び公園等の当番理事はスポーツ広場に集合。

ボランティア袋、土のう袋、その他必要な清掃用具を持ち出す。

9：00 班員は班長宅前に集合。

班長より、ゴミの分別方法と分担場所の指示を受け、清掃作業を開始する。

9：10 公園等の公共場所の割当者は当該場所に集合。

当番理事より、ゴミの分別方法と分担場所の指示を受け、清掃作業を開始する。

10：00 清掃終了後、各班長と当番理事は、持ち場のゴミ集積所を点検し、
各ゴミの排出量をスポーツ広場の環境衛生理事へ報告し、終了・解散となる。
（環境衛生理事が全体集計の上、町田市担当窓口へゴミ回収を依頼する）

4. ゴミ等の処理について

- ◎ 出たゴミは交通の邪魔にならないよう資源ゴミ集積所の横に、分別して置いて下さい。
- ◎ ゴミは以下のように分別して下さい。
 - ・可燃ゴミ、除草ゴミ、落ち葉は『W 4 8』と記入してあるボランティア袋に入れる。
 - ・不燃ゴミは分けてボランティア袋に入れ、『燃えないごみ』を○で囲む。
 - ・ビン、缶、ペットボトルは持ち帰り、各資源ゴミの指定日に出して下さい。
汚れているものは、資源ゴミに出さずに、上記ゴミと一緒にに入れて下さい。
ビン・缶 → 不燃ゴミ、 ペットボトル → 可燃ゴミ
- ◎ 土、ヘドロはボランティア袋に入れず、土のう袋へ入れてください。
- ◎ 公道の重いマスは持ち上げて清掃せず、側溝の清掃が必要な場合は班長を通じて環境衛生理事に報告して下さい。（町田市道路管理課が必要性に応じて清掃してくれます）
- ◎ 空き地や有料駐車場などの非居住敷地については、本来、土地所有者が近隣との住環境を配慮して適正な維持管理を行うべきものです。道路に草がはみ出し、側溝等が見えず危険な場合はその部分のみを草刈し、刈り取った草はその敷地内に集積してください。
- ◎ 道路・公園・施設の敷地であっても、使用されていない法面や崖地は、降雨量が多い時に雨水が草の上をすべり側溝に流れるように設計されています。
過度の除草は表土が露出し、雨水による表土の流出・敷地の浸食・崖崩れの原因になりますので行わないで下さい。

平成23年5月28日改定 平成28年3月改定 令和4年改定 令和7年改定

環境衛生担当